



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:<https://www.mclaw.jp>
email: tsutsumi@mclaw.jp

トランスジェンダーによる女子トイレの利用制限に関する最高裁判例（R5. 7. 11）及び先の国会で成立した民事関係手続等のデジタル化に関連する法改正についてご紹介致します。

◇最高裁判例紹介～トランスジェンダーによる女子トイレの利用とその制限～

令和5年7月11日、経産省に勤めるトランスジェンダーの職員が職場の女子トイレに関する利用制限をされていることの取消しを求めた事件で、最高裁が高裁判決を覆す判断をしましたのでご紹介致します。

1. 事案の概要

戸籍上は男性であるものの性自認が女性であり、性同一性障害であるとの診断を受け、ホルモン投与を受けている経産省職員が経産省に対し、女性の服装での勤務や女子トイレの使用等について要望を伝え、当該職員の了解の下で性同一性障害についての説明会を開催した。説明会において、トイレ使用について複数の女性職員が違和感を抱いている様子であったことから、**執務階とその上下の階の女子トイレの使用は認めない旨の処遇が実施**されることになった。

約4年経過後、当該職員は、職場の女子トイレを自由に使用させること、原則として女性職員と同等の処遇を行うことを求めたが、**人事院は、いずれも認めない旨の判定を行い、かかる判定の取消しが争われた。**

2. 判決の要旨（法廷意見）

当該職員は執務階から離れた階の女性トイレを使用せざるを得ず、日常的に相応の不利益を受けているところ、これまで女子トイレの利用によりトラブルが生じたことがなく、女子トイレの利用について明確に異を唱える職員がいない様子であること及び特に他の職員への調査や見直しの検討がされた様子もない。**処遇の変更をしなかったことは、当該職員の不利益を軽視しており、関係者の公平性や職務能率等の見地から判断しなかったものであって裁量権の範囲を逸脱または濫用したものであり違法である。**

なお、最高裁判事5名全員の補足意見がある。

3. コメント

国家公務員は人事院に対する行政上の措置の請求が法律上認められており、その請求に対する人事院の対応が争われたケースですので、民間企業に直ちに妥当するものではありません。しかしながら、**LGBT当事者の従業員に配慮を求められた場合の対応が違法と評価されることがあり得るということになりますから、同様の要求が発生したときの対応は検討しておいた方が良いと考えます。**但し、LGBT当事者の権利と同程度に他の従業員の権利にも十分に配慮する必要があると考えます。

◆民事関係手続等のデジタル化に関する法改正

現在、民事訴訟を中心に各手続のデジタル化が進められていますが、本年6月6日、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、

同月14日に公布されました。

これにより、民事訴訟以外の民事裁判手続についても、デジタル化が進められることとなります。以下では、同法の内容を概観します。

1. インターネットを利用した申立て等

当事者・代理人による**申立書の提出や、裁判所からの送達をインターネットを通じて行うことができる**ようになりました。

なお、弁護士等の代理人については、ネットを利用した提出・受領が義務付けられます。

2. 期日におけるウェブ会議等の活用

ウェブ会議等を利用して実施することのできる期日が拡充され、電話会議等を利用して実施することができる期日の要件が緩和されました。

これにより、例えば**民事執行手続の財産開示期日をウェブ会議により開催したり、裁判所が遠方でない場合にも電話会議が利用できる**ようになるなど、当事者・代理人の移動の負担が大幅に軽減されることが期待されます。

3. 事件記録の電子化

事件記録を原則として電子データ化し、当事者等がネットを通じて閲覧等を行うことができるようになりました。当事者や利害関係を疎明した第三者は、自宅の端末から記録を閲覧することも可能となります。

なお、**家事事件の一部については、提出された紙媒体の書類をそのまま記録として保全することも許容**されています。

4. 判決の電子化対応（正本等の提出省略）

現行法下では、例えば、強制執行の申立て時に判決書等の正本等を提出することが必要とされていますが、**裁判所が電子データで作成した電子判決書については、事件を特定する情報を提供することで正本等の提出を省略**することができることになりました。

5. 施行時期について

本法は、内容に応じて施行時期に差が設けられております。詳しくは下記URLにアクセスしてご確認下さい。<https://www.moj.go.jp/content/001398165.pdf>

（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

本年6月21日に閉会した第211回国会では、**防衛費増額に向けた財源を確保するための法律**、外国人収容のあり方を見直す**改正出入国管理法**、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（いわゆる**LGBT理解増進法**）、社会から孤立を感じることによって心身に悪影響を受けている者を支援する**孤独・孤立対策推進法**、御嶽山の噴火の教訓を受けて**活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律**、私立学校法人のガバナンス改革を進めるため学校法人の意思決定機関や諮問機関の権限などを見直す**改正私立学校法**等が成立しました。その他にも重要法案がございますので、詳細は今後ご紹介する予定です。